

（表面）  
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

平成28年3月26日

香川県知事

殿

協議者 徳島県那賀郡那賀町朴野字大下43-1  
福永石油  
代表者 福永 晃久  
0884-62-0282



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山332番地12
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山332番地12
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
	種類	廃プラスチック類
	性状	原型状態(丸タイヤ)
	1年当たりの最大搬入量	5t/年
排出事業場	名称 所在地	福永石油 徳島県那賀郡那賀町朴野字大下43-1
	当該排出に係る事業及び排出工程の概要	・排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山332番地12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：福永 晃久 連絡先：0884-62-0282
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

## 「廃棄物保管場所」

### 「運搬経路」

福永石油

〒771-5412 徳島県那賀郡那賀町朴野字大下 43-1

横石橋に向かって進む→右折して新築大橋に入る→左折する→細渕橋を進む→右折して国道 195 号/県道 19 号に入る→左折して県道 28 号に入る→左折してそのまま 県道 28 号 を進む→左折して県道 22 号/県道 28 号に入る→右折して県道 16 号に入る (徳島の表示)→勝浦川橋南詰交差点 を左折して 徳島南バイパス/国道 55 号/県道 136 号 に入る (徳島の表示)→勝浦川橋 (交差点) を右折して 県道 212 号 に入る (新浜の表示)→左折して県道 120 号に入る (県庁の表示)→津田本町四丁目 (交差点) を右折して 県道 129 号 に入る→徳島南部道を進む (E55/県道 129 号の表示)→徳島 JCT で、右車線を使用して 高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸 方面 E11 の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る→鳴門 JCT 出口から 高松自動車道 に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号 を直進する→寒川町本村西 (交差点) を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→寒川町石田西 (交差点) を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る (西植田/高松空港の表示)→塚原 (交差点) を左折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル (株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

